

議 事 日 程 第 5 号

令和2年12月17日（木）午前10時開議

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第 1 議第 81号 市民バス（万世線）の指定管理者の指定について
- 日程第 2 議第 82号 市民バス（市街地循環路線）の指定管理者の指定について
- 日程第 3 議第 83号 米沢市市民文化会館の指定管理者の指定について
- 日程第 4 議第 84号 市立米沢図書館等の指定管理者の指定について
- 日程第 5 議第 85号 米沢市座の文化伝承館の指定管理者の指定について
- 日程第 6 議第 86号 米沢市営陸上競技場等の指定管理者の指定について
- 日程第 7 議第 87号 米沢市営野球場等の指定管理者の指定について
- 日程第 8 議第 88号 町及び字の区域及び名称の変更について
- 日程第 9 議第 89号 市有財産（新庁舎執務室事務機用ワゴン）の取得について
- 日程第10 議第 90号 米沢市監査委員条例の一部改正について
- 日程第11 議第 91号 米沢市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議第 92号 米沢市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する
条例の一部改正について
- 日程第13 議第 93号 米沢市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正に
ついて

（民生常任委員長報告）

- 日程第14 議第 94号 米沢市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第15 議第 95号 米沢市立ひまわり学園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議第 96号 米沢市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第17 請願第 6号 「除染土壌の再生利用方針の再考を求める」意見書提出方請願
- 日程第18 請願第 7号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見
書提出方請願

（産業建設常任委員長報告）

- 日程第19 議第 97号 アクティー米沢の指定管理者の指定について
- 日程第20 議第 98号 松が岬おまつり広場の指定管理者の指定について

日程第 2 1 議第 9 9 号 米沢市営と畜場及び米沢市営食肉市場の指定管理者の指定について

日程第 2 2 議第 1 0 0 号 米沢市大森山森林公園の指定管理者の指定について

日程第 2 3 議第 1 0 1 号 米沢市林業センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

(予算特別委員長報告)

日程第 2 4 議第 1 0 2 号 令和 2 年度米沢市一般会計補正予算 (第 1 1 号)

日程第 2 5 議第 1 0 3 号 令和 2 年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 2 6 議第 1 0 4 号 令和 2 年度米沢市後期高齢者医療費特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 2 7 議第 1 0 5 号 令和 2 年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 2 8 議第 1 0 6 号 令和 2 年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 2 9 議第 1 0 7 号 令和 2 年度米沢市立病院事業会計補正予算 (第 3 号)

日程第 3 0 発議第 7 号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について

日程第 3 1 発議第 8 号 誹謗中傷をなくし共に支え合うことにより新型コロナウイルス感染症の克服を目指す決議

本日の会議に付した事件

議事日程第 5 号と同じ

出欠議員氏名

出席議員 (24 名)

1 番	小 久 保	広 信	議員	2 番	影 澤	政 夫	議員
3 番	我 妻	徳 雄	議員	4 番	太 田	克 典	議員
5 番	山 田	富 佐 子	議員	6 番	佐 藤	弘 司	議員
7 番	高 橋	壽	議員	8 番	高 橋	英 夫	議員
9 番	山 村	明	議員	1 0 番	堤	郁 雄	議員

1 1 番	関	谷	幸	子	議員	1 2 番	遠	藤	正	人	議員	
1 3 番	島	軒	純	一	議員	1 4 番	工	藤	正	雄	議員	
1 5 番	齋	藤	千	恵	子	議員	1 6 番	成	澤	和	音	議員
1 7 番	中	村	圭	介	議員	1 8 番	鳥	海	隆	太	議員	
1 9 番	古	山	悠	生	議員	2 0 番	井	上	由	紀	雄	議員
2 1 番	小	島		一	議員	2 2 番	島	貫	宏	幸	議員	
2 3 番	木	村	芳	浩	議員	2 4 番	相	田	克	平	議員	

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

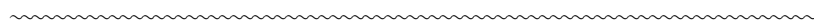
市 長	中 川 勝	副 市 長	大河原 真 樹
総 務 部 長	後 藤 利 明	企画調整部長	遠 藤 直 樹
市民環境部長	森 谷 幸 彦	健康福祉部長	安 部 道 夫
産 業 部 長	菅 野 紀 生	建 設 部 長	星 野 博 之
会 計 管 理 者	小 関 浩	上下水道部長	高 野 正 雄
病院事業管理者	渡 邊 孝 男	市 立 病 院 事 務 局 長	渡 辺 勅 孝
総 務 課 長	高 橋 貞 義	財 政 課 長	土 田 淳
総合政策課長	安 部 晃 市	教 育 長	土 屋 宏
教育管理部長	渡 部 洋 己	教育指導部長	今 崎 浩 規
選挙管理委員会 委 員 長	井 上 恭 子	選挙管理委員会 事 務 局 長	吉 田 真 一
代表監査委員	森 谷 和 博	監 査 委 員 事 務 局 長	片 桐 茂
農業委員会会長	伊 藤 精 司	農 業 委 員 事 務 局 長	宍 戸 徹 朗

出席した事務局職員職氏名

事 務 局 長	三 原 幸 夫	事 務 局 次 長	細 谷 晃
庶 務 係 長	澁 江 嘉 恵	議事調査係長	渡 部 真 也

主 任 藤 崎 優 一

主 事 齋 藤 拓 也



午前 9時59分 開 議

○鳥海隆太議長 ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第5号により進めます。

.....

日程第1 議第81号市民バス（万世線）
の指定管理者の指定について外
12件

○鳥海隆太議長 日程第1、議第81号市民バス（万世線）の指定管理者の指定についてから日程第13、議第93号米沢市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてまでの議案13件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告願います。

総務文教常任委員長16番成澤和音議員。

〔総務文教常任委員長16番成澤和音議員登壇〕

○16番（成澤和音議員） 御報告申し上げます。

去る11月30日の本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案13件であります。

当委員会は、議会日程に従い、8日の午前10時から委員会室において、全委員出席の下、関係部課長に出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議第81号市民バス（万世線）の指定管理者の指定についてであります。本案は、市民バス（万世線）の管理を行わせる指定管理者について、令和3年度から3年間指定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、指定する団体は本来、複数の応募者の中から選定されるべきだと考えるが、1団体しか応募がなかったという現状についてどう認識しているのかとの質疑があり、当局か

ら、市民バスの管理運営については、安全、円滑、確実な運行と緊急時の適切な対応が重要であり、そのような観点で審査した結果、応募団体については運行の実施に問題はないと考えている。また、バスの運行は、ほかの公の施設の管理運営とは相当事情が異なる業務であり、応募される事業者も限られてくると考えているが、応募する民間事業者がいないと地域公共交通としての市民バスを運行させることができなくなることから、より多くの団体に応募していただける仕組みを検討していきたいとの答弁がありました。

また、委員から、今般指定する団体は、現状の指定管理者であるが、このたびの選定に係る審査において、前回の審査と比較して改善された項目はどのようなものがあつたのかとの質疑があり、当局から、利用者のトラブルの未然防止と迷惑行為への対処方法に関する提案への評価が高かったとの答弁がありました。

そのほか、委員から、審査結果のうち、管理に係る経費の縮減についての得点がゼロとのことだが、このような採点になった理由は何かとの質疑があり、当局から、市が提示する管理経費の価格に対して、応募団体の計画による管理に係る経費がどのような割合になるかで得点が決まるものであり、管理に係る経費の縮減がゼロというのは、市の提示価格と応募団体の提案価格に近いということであるとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第82号市民バス（市街地循環路線）の指定管理者の指定についてであります。本案は、市民バス（市街地循環路線）の管理を行わせる指定管理者について、令和3年度から3年間指定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、審査結果のうち、管理に係る経費の縮減について、得点がゼロとのことだが、市の提示価格の算出に問題はないのか、また毎回同じ事業者しか応募がないのは、市民バス

の管理運営業務は事業者としての成長につながらない状況が続いているのではないか。管理に係る経費に関し、これまで指定管理者から要望等はなかったのかとの質疑があり、当局から、市の提示価格のうち、人件費については、厚生労働省の賃金構造基本統計調査を参考に算定しており、人件費を抑えて算定しているということはない。また、指定管理者から経費に関して、厳しいという話はいただいていないとの答弁がありました。

また、委員から、審査結果において、各審査項目の配点に対し、得点が満点とならなかったのは、本市の期待に対して応募団体の提示が及ばないということではないか、その部分はどういうところであり、どのようにして指定管理者に本市の期待まで達してもらえるのか協議し、利用者に対するサービスの向上等につなげていくのかとの質疑があり、当局から、例えば事業提案の審査に当たっては、利用者に対するサービスの向上との審査事項に対し、利用者のトラブルの未然防止と対処方法は十分かといった審査項目ごとに設けられた審査の視点により審査し、採点したところである。審査項目の評価内容については、4人の審査員1人につき各審査事項にゼロから5までの6段階の点数をつけることになっており、点数が3だと普通、または一定の能力を有している、4だとやや優れている、または十分な能力を有している、5だと優れている、または高度な能力を有しているとなる。指定管理者の指定後は、指定管理者と仕様書に定めた内容を十分に共有し、サービスの維持、向上に努めてもらえるよう綿密に連携を図っていく。また、指定の期間中には、毎年度、管理業務に関して、指定管理者から市に事業報告書を提出することになっており、その事業報告書や指定管理者からの聞き取り等に基づいて管理運営に対する検証を実施しながらサービスの向上や改善に努めているところであるとの答弁がありました。

採決に当たっては、応募団体が1団体のみとの実態は、本市の公共交通を検討する上で大きな課

題だと認識する必要があるものの賛成するとの意見がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第83号米沢市市民文化会館の指定管理者の指定についてであります。本案は、米沢市市民文化会館の管理を行わせる指定管理者について、令和3年度から5年間指定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、市民文化会館では利用料金制度が導入されており、過去の使用料収入を勘案して指定管理料が算出されるところ、特に今年度は新型コロナウイルス感染症によって施設が十分に利用されなかった状況だったと思うが、公募に当たって新たに特記事項をつけるなどしたのかとの質疑があり、当局から、利用料金収入の減収分については、市と指定管理者間でのリスク分担の中で随時協議することになると考えているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第84号市立米沢図書館等の指定管理者の指定についてであります。本案は、市立米沢図書館等の管理を行わせる指定管理者について、令和3年度から5年間指定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、非公募による選定によって、現在の指定管理者を引き続き指定しようとするとのことだが、現在の指定期間中に市と指定管理者との間の協議によって改善されてきたことはあるか、また図書館等の移転開館後に実際に指定管理者制度による管理運営を行った結果を受け、前回の仕様書や協定の内容を変更した点はあるのかとの質疑があり、当局から、自主事業やタイムリーな事業の実施については、市民のニーズを吸い上げながら改善を図ってきたところである。また、協定内容等を大きく変えたところはないが、実際に運営してみて、蔵書点検の日数の変更等を

行ったところであるとの答弁がありました。

採決に当たっては、非公募により移転開館の際に指定した現在の指定管理者を指定する内容であり、開館から今日まで円滑に運営され、利用者の評判も上々であることから賛成するとの意見がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第85号米沢市座の文化伝承館の指定管理者の指定についてであります。本案は、米沢市座の文化伝承館の管理を行わせる指定管理者について、令和3年度から5年間指定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、座の文化伝承館の利用を促進するためにどのように協議をしてきたのかとの質疑があり、当局から、自主事業として蔵を活用した展示事業等はされているが、和室や茶室については主に限られた団体が利用しているのが現状であり、昨年10月から使用料が1時間単位になったのを機に、高校や大学等の部活動での利用促進策等の協議をするなど、利用を増やす工夫をしてきたところであるとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第86号米沢市営陸上競技場等の指定管理者の指定についてであります。本案は、米沢市営陸上競技場等の管理を行わせる指定管理者について、令和3年度から5年間指定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、スポーツ施設は特殊性があるとともに、市民ニーズが多様化している中で、それに応えられる団体に応募してもらいたい。それが地元の団体の底上げにもつながると思うが、公募に当たって地域要件は設定したのかとの質疑があり、当局から、標準例には「本市内に事業所、営業所等がある団体であり、かつ、山形県内に本社、本店等がある団体であること」とする地域要件があるが、この要件を付すかどうかについては、

施設の内容に応じて別に十分に検討を行うこととしている。過去には、応募には至らなかったものの、市外の団体が関心を示した事例もあり、広く応募してもらいたいとは考えているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第87号米沢市営野球場等の指定管理者の指定についてであります。本案は、米沢市営野球場等の管理を行わせる指定管理者について、令和3年度から5年間指定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、スポーツ施設の指定管理者を、本案と議第86号とに分割して指定する理由は何か。指定する団体の構成には、双方同じ建築物管理業者と、スポーツ用品の販売やスポーツイベント等の企画運営事業者、そして市スポーツ協会の共同企業体というこれ以上ない組合せとなっている。スポーツ施設をまとめて人材の育成等に取り組むべきではないかとの質疑があり、当局から、各施設の立地条件等によって指定管理者を分けており、施設をまとめると、各施設の人員体制の面から、施設の管理運営に支障を来すことが考えられるが、指定管理施設のグループについては、次回の公募までに研究していきたいとの答弁がありました。

採決に当たっては、複数の団体の応募があることで、施設の管理運営に改善が図られ、市民の価値になると思うが、現状は1団体のみの応募であり、今後も検討が必要である。組織の育成も視野に入れ、戦略的な公募が必要だと思うが、指定する団体の構成を見ると、本市のスポーツ推進に有益な組合せとなっているため賛成するとの意見がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第88号町及び字の区域及び名称の変更についてであります。本案は、塩井町宮井、塩

井町塩野及び窪田町藤泉地内における土地改良事業に伴い従来の地形が変更されたことから、町及び字の区域及び名称を変更しようとするものであります。

本案に対し、委員から、変更にあたって公示や縦覧、意見聴取等は必要なのか、また変更に伴う経費等が市民の負担になることはないのかとの質疑があり、当局から、土地改良事業を施行した米沢平野土地改良区が土地所有者や耕作者に対して説明し了承を得ているとのことであり、本市として公示や縦覧は行っていない。また、区画がかなり変更されることから、各所有者間で土地の交換が行われると思うが、それについては全て米沢平野土地改良区で処理されるとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第89号市有財産（新庁舎執務室事務機用ワゴン）の取得についてであります。本案は、新庁舎の執務室で使用する事務機用ワゴン552台を新たに購入しようとするものであります。

契約については、指名競争入札による物品購入契約とし、3業者による入札を行った結果、米沢市大町三丁目4番46号、渋谷文具株式会社、代表取締役渋谷哲が3,476万円で落札し、仮契約を締結したので、本契約を締結しようとするものであります。

本案に対し、委員から、取得する財産の単価について、ワゴン3段が5万6,900円、カウンターサイド収納引き違い扉が9万5,140円とのことだが、どのような経緯でこの価格のものを取得しようとの判断に至ったのかとの質疑があり、当局から、一般的な感覚からはやや高額とも思えるが、メーカーカタログ価格や他メーカーの同等品のカタログ価格と比較しても数万円安価となっている。また、長期間使用すること及び相当な量の書類の重量に耐えられることを勘案すると、おおむね妥当な価格ではないかと捉えているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第90号米沢市監査委員条例の一部改正についてであります。本案は、識見を有する者のうちから選任される監査委員について、非常勤としようとするものであります。

本案に対し、委員から、県内他市において、勤務形態の状況及び非常勤の場合の報酬はどのようになっているのかとの質疑があり、当局から、県内13市において識見を有する者のうちから選任される監査委員を常勤としているのは、昨年度まで本市、山形市、鶴岡市及び寒河江市の4市あったが、今年度から本市と山形市の2市となっている。報酬については、月額20万円を超えているのは鶴岡市、酒田市及び天童市であり、いずれも20万円台前半となっているとの答弁がありました。

また、委員から、非常勤とすることによって職務内容や権限に変更はないのかとの質疑があり、当局から、職務内容及び権限は変わらないとの答弁がありました。

本案については、質疑や意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第91号米沢市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正についてであります。本案は、新型コロナウイルス感染症対応利子補給等基金を設置しようとするものであります。

本案については、質疑や意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第92号米沢市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてであります。本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律等の一部改正に伴い、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案については、質疑や意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

た。

次に、議第93号米沢市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてですが、本案は、米沢市窪田コミュニティセンターの位置を変更し、米沢市窪田コミュニティセンター及び米沢市田沢コミュニティセンターの使用に係る使用料について定めるほか、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案に対し、委員から、使用料は何を根拠に決めているのか。建設費や運営に係る人件費を基礎として算定したものなのかとの質疑があり、当局から、新たに建設されるコミュニティセンターについては、本市内規に基づき、構造が木造か木造以外かを問わず、諸室の面積により料金を設定することとしたとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案13件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○鳥海隆太議長 ただいまの総務文教常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第81号から議第93号までの議案13件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 御異議なしと認めます。よって、議第81号から議第93号までの議案13件は、委員長報告のとおり決まりました。

外 4 件

○鳥海隆太議長 次に、日程第14、議第94号米沢市国民健康保険税条例の一部改正についてから日程第18、請願第7号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書提出方請願までの議案3件、請願2件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、民生常任委員会における審査の経過と結果について御報告願います。

民生常任委員長22番島貫宏幸議員。

〔民生常任委員長22番島貫宏幸議員登壇〕

○22番（島貫宏幸議員） 御報告申し上げます。

去る11月30日の本会議において、当委員会に付託されました案件は、議案3件、請願2件であります。

当委員会は、議会日程に従い、12月9日の午前10時から委員会室において、全委員出席の下、病院事業管理者及び関係部課長並びに請願審査においては参考人及び紹介議員の出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第94号米沢市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。本案は、平成30年度の税制改正により、令和3年度以降の個人市民税の給与所得控除及び公的年金控除がそれぞれ10万円引き下げられるとともに、基礎控除が10万円引き上げられることに伴い、国民健康保険税においても、国民健康保険税を減額する基準における基礎控除額相当分の基準額の引上げ等の所要の改正を行うほか、規定の整備を図るものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第95号米沢市立ひまわり学園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

日程第14 議第94号米沢市国民健康保険税条例の一部改正について

すが、本案は、米沢市立ひまわり学園を福祉型児童発達支援センターとしようとするものであります。

本案に対し、委員から、センター化することにより関係機関との連携が図られるとのことだが、障がい児支援に係る様々な課題を解決するために、どこが主体となって考えていくのかとの質疑があり、当局から、障がい児支援についてはこれまでどおり社会福祉課が中心となり、様々な課題の解決に当たっては、本市と関係機関で構成する地域自立支援協議会において協議していきたいとの答弁がありました。

また、委員から、現在、利用定員は10名となっているが、今後増やす考えはあるのかとの質疑があり、当局から、施設の職員数の課題もあることから、定員は引き続き10名と考えている。なお、今後利用が増える場合は、職員数及び定員の増員について検討したいとの答弁がありました。

また、委員から、改正後の本条例に使用料を徴収する内容があるが、これまで無料だったものを有料とするのかとの質疑があり、当局から、現在ひまわり学園で行っている障がい児向けサービスは、児童福祉法に規定されている「児童発達支援」及び「保育所等訪問支援」の2つと、市独自の「発達障がい児支援事業」「ことばの相談・指導訓練教室」及び「相談支援事業」の3つであり、市独自のサービスでは使用料は発生しないが、児童福祉法に基づくサービスにおいて、支援の計画を策定し、その計画に基づく支援を受けた場合には使用料が発生することになるとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第96号米沢市立病院使用料及び手数料条例の一部改正についてであります。本案は、米沢市立病院が今年7月に山形県知事から地域医療支援病院の承認を受けたことにより、米沢市立病院において受けた療養に係る手数料として新たに再診加算料を設定するほか、規定の整備を図る

うとするものであります。

本案に対し、委員から、市立病院を受診し、ほかの病院等への紹介状を受け取ったが、本人の意思により再度、市立病院を受診した場合はどうなるのかとの質疑があり、当局から、ほかの病院等への紹介状については、患者と担当医師が十分に話し合い、本人の同意を得て渡しており、再度、当院の担当医師の受診を受けたい場合は御相談いただきたいとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第6号「除染土壌の再生利用方針の再考を求める」意見書提出方請願であります。本請願は、中間貯蔵施設で管理している除染土を公共工事に再生利用することに対し、除染土の安全性が確保されないことから方針を再考すること及び放射能が十分に減衰するまで国が管理するよう、国に対し意見書を提出していただきたいとするものであります。

審査に先立ち、参考人及び紹介議員から補足説明を受け、審査に入りました。

本請願に対し、委員から、本請願は、再利用することになった除染土を本市に持ち込まないでほしいという考えによるものかとの質疑があり、紹介議員から、本市のみがよければよいという考えではない。国の管理の下、福島県内の中間貯蔵施設で安全に除染することになっている放射能汚染土を安全性が保証されないまま公共工事の資材として各地で再生利用されることが問題であると考えているとの答弁がありました。

これに対し、委員から、現在、被災地では民有地も含めて放射能汚染土の仮置場とされており、また中間貯蔵施設が受入れできる放射能汚染土の量にも限界がある。このような状況により、被災地に戻りたくても戻れない避難者がいるという現状についてどのように認識しているのかとの質疑があり、紹介議員から、福島第二原子力発電所の全基廃炉が決定したことから、放射能汚染土を当

該原子力発電所に集中的に集め管理するのが最も現実的ではないかと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、原子力発電所による恩恵は関係自治体も受けていることから、その恩恵に対する責任として除染土を受け入れれば、被災地を早く復興させられると思われるが認識はどうかとの質疑があり、参考人から、放射能汚染土を運び出して悪いということではなく、押しつけ合っではいけないと考えており、重要なのは、次の世代に影響が出ないよう放射能汚染土を適正に管理することであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、チェルノブイリ原子力発電所事故後、ベラルーシ、ウクライナ、ロシアでは、放射能汚染に係る空間放射線量及び土壤汚染の双方を基準に、避難、補償、保養を定めたチェルノブイリ法を制定しており、年間5ミリシーベルト以上の放射線量が観測される地域は移住の義務が発生する。一方、日本では年間20ミリシーベルト以上の場合は移住しなければならないと定められ、また放射線業務従事者は年間5ミリシーベルト以上の被曝と、被曝後1年以上たってから白血病を発症した場合、労働災害になるとされている。この違いから、日本の基準値は高過ぎると考えるが、どのように認識しているかとの質疑があり、参考人から、年間20ミリシーベルトという数値は、放射線管理区域で放射線業務従事者が作業を行う場合の数値であり、一般人は立ち入ることもできず、また飲食や排せつを行うこともできないと専門家から伺っている。このことから、福島県は同様の環境下になっていると認識しているとの答弁がありました。

このほか、委員から、放射線の強さは距離の二乗に反比例する法則がある。また、環境省で設置している「除去土壤等の再生利用に係る放射線影響に関する安全性評価検討ワーキンググループ」の報告資料では、除染土に厚さ50センチメートルの覆土をした場合の放射線量は0.01ミリシーベルト

を超えないとの実証結果が出ており、この数値は国際基準にも十分収まる数値である。このことから、除染土は取扱いを考慮した上で覆土し、アスファルトで舗装すれば安全性は確保できると思われるが、どのように考えているかとの質疑があり、参考人から、恐れているのは外部被曝と内部被曝の両方である。もし、本市において災害等により除染土を再生利用した道路が破損し、放射性物質が流出した場合、最上川を伝い県全体が放射能によって汚染され、私たちが口にする食物を通して内部被曝することになると考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、このまま除染土が本市に持ち込まれた場合、市民の生活に与える影響をどのように認識しているのか意見をお伺いしたいとの委員間討議の申出があり、討議が行われました。

初めに、除染土の管理は国が責任を持って再生利用と最終処分に取り組んでいる。これにより安全性が確保されているものであれば影響はないとの考え。

また、災害等により放射性物質が流出した場合、放射性物質を含んだ土壤整備の工法が確立されていない状態で公共工事が行われた場合、外部被曝、内部被曝の両面から見ても、市民生活及び農業へ大きな影響を与えることになるとの考え。

そのほか、人体への影響よりも除染土を持ち込んだことによる風評被害のほうが影響は大きいのではないかと考えなどが出されました。

採決に当たっては、中間貯蔵施設で管理している除染土を1キログラム当たり8,000ベクレルという高い放射線濃度のまま公共工事の資材として全国各地で使用するのは大変危険な行為であり、また整備後の維持管理は地方公共団体に委ねるという国の考えは容認できるものではないことから採択すべきとの意見。

放射能汚染土は今も多く避難民の帰郷を阻んでいる状態である。被災地の復興を成し遂げるためには、より高い安全性と丁寧な説明を重ね、住

民の理解の上、除染土の再生利用を進める必要があり、再生利用に対して否定的であることから不採択とすべきとの意見。

再生利用は今後の復興に必要不可欠であり、再生利用における放射線濃度の国際基準は1キログラム当たり8,000ベクレルで、放射線審議会からも妥当であるとの答申が出ている。そのため、本請願に賛成する根拠に乏しいことから不採択とすべきとの意見に分かれ、起立採決を行ったところ、可否同数でありましたので、委員会条例第17条の規定により、委員長において、本請願は不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第7号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書提出方請願であります。本請願は、新型コロナウイルスの大規模感染により医療崩壊が取り沙汰され、また公立・公的病院の重要性が求められ、医療、介護、福祉、そして公衆衛生施策の拡充が喫緊の課題であることから、国民が安心して暮らせる社会実現のために必要な施策を講じるよう、国に向けて意見書を提出していただきたいとするものがあります。

審査に先立ち、参考人及び紹介議員から補足説明を受け、審査に入りました。

本請願に対し、委員から、今後、感染症病床の逼迫が予想される中、新市立病院において感染症病床の確保が必要になると思われるがどう考えているのかとの質疑があり、当局から、新病院の病床構成について、感染病床を設置する予定はなく、対応が必要となった場合はHCU等を代替とする考えであるとの答弁がありました。

また、委員から、医療機関に対する財政支援についてどう捉えているのかとの質疑があり、参考人から、山形県医療労働組合連合会に加盟している民間病院では、新型コロナウイルス感染予防として外来の一部制限や病床数の制限をしたことに伴い大幅な赤字状況であると捉えており、十分な財政支援を迅速に行っていただきたいと考えている

との答弁がありました。

さらに、委員から、医師、看護師、医療技術者、介護職員等の大幅な増員について、今後、新型コロナウイルス感染症が収束した場合、職員数が過多になることも想定されるがどう考えているのかとの質疑があり、今後どうなるかは明言できないが、医療従事者が不足している現状を補う必要があると考えているとの答弁がありました。

採決に当たっては、財源的な裏づけがないにもかかわらず、医療職、介護職の増員と社会保障の国民負担軽減を求めることは矛盾していることから不採択とすべきとの意見。

日本は諸外国から比べても公的負担が低い状態である。国民の命を守る安心、安全な医療と介護の体制をつくっていくためにも、医療従事者の待遇改善も含めて医療の充実が必要であることから採択すべきとの意見。

日本は大規模感染に対し脆弱であり、そのことから医療現場が逼迫するという事態を招いてしまった。この現状に対し、国民の命と安心・安全を守る体制をつくっていくことが国の役目であり、そのように国の方針が変われば、財源問題の解消が期待できることから採択すべきとの意見に分かれましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案3件、請願2件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○鳥海隆太議長 ただいまの民生常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、請願第6号に対し、2番影澤政夫議員、15番齋藤千恵子議員、24番相田克平議員から、請願第7号に対し、15番齋藤千恵子議員、1番小久保広信議員から討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、請願第6号について、2番影澤政夫議

員。

〔２番影澤政夫議員登壇〕

○２番（影澤政夫議員） 「除染土壌の再生利用方針の再考を求める」意見書提出方請願について、賛成の立場で意見申し上げます。

皆さん御承知のように、電離作用をもたらす放射線は人間にとって有害であるとされております。最も身近な例を挙げれば、病原を特定するに有効なレントゲンでさえも、年間の診察回数には一定の制限があります。また、人体への放射線の影響を考えると、最も重要なことは、放射線と人体の相互作用によって、人体が吸収してしまったエネルギーの量、すなわち体内被曝の影響評価であることも、これも皆さん御存じのはずです。

しかし、残念ながら実効線量を数値化したシーベルトや物理量としてのベクレルでは、体内被曝への影響評価が全く明確に説明できない現実もあり、これは決して影響がないとの評価ではなく、影響はあるはずだが、人体への影響は、その線源の形状あるいは遮蔽の評価、吸収線量や放射線の種類、そのエネルギーなどの条件によって異なるため、数値として規定平準化できない。いわば、現代科学の限界と見るべきです。

だとするなら、私としては、特に生育著しい子供たちへの影響について最大限配慮すべきことは大人として当然の重要な責務であり、放射能の体内取り込みに至る危険性が少しでもあるような試みは極力避けるべきことであるという考えに至ります。

当然にして、法律においても、そのような危険性のある放射性物質を含んだ汚染土壌など放射性廃棄物管理については、平常、緊急時にかかわらず、それら当該事業体の絶対責任として、１か所に保存、厳しく一元管理を義務づけているのであります。

さて、原発事故によって福島県内に新たに造られた、この種、放射性物質の中間貯蔵施設についても、もちろん一元・集中管理を徹底し、事後30

年以上保存するに耐え得るような設計とされ、建設された施設であったはずで。

しかし今般、環境省は、その建造目的を真っ向から否定するかのように、わざわざバックホー、油圧ショベルで掘り上げ、ダンプカーに搭載し、そして一般道路を運送、建設中の道路工事現場などの基盤材として利用するとしています。その道路工事現場では、荷台を上げて汚染土を落とし込み、その後の施工についても言わずもがなではありますが、一切、放射性物質を飛散させることなく粛々と作業できるとは、私は到底思えないのであります。

それに、一般道路の通行には交通事故などのリスクも十分考えられます。

これらのことを考えれば、現場作業員の皆さんはもちろん、道路沿線、工事現場周辺全ての住民の方々の体内被曝の影響に対して、個々の危険リスクの頻度を高め、同時に拡大、拡散につながる方策でしかないとは私は考えます。

福島県の農業生産者及び関連機関は、発災から10年経過しようとする現在に至るまで、農業産品への放射性物質の影響評価を明確にするために、農産品への全数調査など血のにじむような努力と莫大な資力をつぎ込み、地元農業・農産品を守ってこられています。最近では、その対策に迫られるばかりではなく、新たなブランド化等も打ち出し、積極的な市場開発にも挑戦しておられます。

しかし、私たちが考える以上にその消費は伸び悩み、農業生産者をいまだに苦しめている現状があるのではないのでしょうか。

また、漁業者・関連事業団体に至っては、ようやく来年から本格的な操業が再開できるとして、人生をかけ、まさに踏ん張ってこられました。しかし、汚染水を海に投棄するとする決定・発表は、その希望を打ち砕く非情なものであり、漁業者の人生をも簡単に奪い去ろうとしています。

私は思うのであります。このような状況に置かれている福島の方々が、政府が減容と称し全国に

行おうとしている、この種、汚染土壌の再利用計画について、一体誰が望んでいるというのでありましょうか。放射性汚染土の再利用とは、現状の被害地域はもちろん、その他の自治体をも巻き込み、さらに、いたずらに、言われなき分断、差別が増長されるに足る間違った施策ではないでしょうか。

おかげさまで、本市道の駅には連日、県内外、とりわけ福島ナンバーの方々がたくさんいらっしゃっていただいております。果たして、その方々は本市に何を求めていらっしゃるのか。

皆さん、私はその点について十分お考えになるべきだと存じます。それは、安心、安全な農産品の数々や豊かな食、きれいな自然、農村風景、そして何より汚染されていない日常かもしれません。

重ねて申し上げます。その方々が、汚染土が運搬される同じ道を通して、しかもなお本市を訪れていただけるのでありましょうか。

私は、その汚染土持込みという試みが、本市農業、観光産業等に及ぼす影響は計り知れないものがあると考えます。

いかに特措法の下とはいえ、扱う基準そのものを変更、放射線汚染土を本市など汚染されていない地域、自治体にまで移動、分散、拡大すること、まして公共の道路をして「最終処分場」としてはばからない、今般の環境省省令は決して容認できるものではありません。

よって、請願第6号に賛成し、議員各位の賛同をお願い申し上げます。

○鳥海隆太議長 15番齋藤千恵子議員。

〔15番齋藤千恵子議員登壇〕

○15番（齋藤千恵子議員） 私は、この請願に反対の立場で意見を述べさせていただきます。

まず、再生利用において参照すべき放射能濃度等の基準は、国際的基準をクリアしており、規制免除内であります。また、諮問を受けた「除去土壌等の再生利用に係る放射線影響に関する安全性評価検討ワーキンググループ」では、除去土壌等

の再生利用時に遵守すべき追加被曝総量と再生利用が可能となる浄化物の放射能濃度を検討項目としています。その結果は、通常の処理方法でも原子力規制委員会が示した、年間で1ミリシーベルトを下回り、安全に処理できると確認されている基準が8,000ベクレルです。この指定基準を8,000ベクレルにすることについては、環境大臣から放射線審議会にも諮問を行い、妥当であるとの答申を得ております。

また、台風や豪雨時に流出のおそれがあるとの点についても、対策や検証を行っています。廃棄物に含まれる放射性物質の影響を遮断するため、コンクリート壁で囲んだ地下埋設型の管理施設で埋立処理を行い、雨水や地下水等が管理施設内に浸入することを防ぎ、水が廃棄物に接触しない構造とすることで、放射性物質が外部に漏れ出すことを防止するなどの対策が示されております。

これらは、さきのワーキンググループによれば、各構造物に対し、再生資材の放射能濃度8,000ベクレルの場合の災害時の作業者と一般公衆の被曝線量はいずれも1ミリシーベルトを超えない検討結果が得られたとの発表があったことは皆様御存じのとおりであります。さらに、覆土の厚さによる追加被曝線量のさらなる低減ということで、各用途の再生資材の放射能濃度レベルを上限の8,000ベクレルとした場合、覆土の厚さとして50センチメートルを確保すれば、一般公衆の追加被曝総量は0.01ミリシーベルトを超えることはないとの結果も得られております。

令和2年、環境省は、「中間貯蔵施設開始後30年以内に福島県外での最終処分を完了するための取組の進捗状況に関する報告」を発表いたしました。この報告によれば、復興・創生期間における東日本大震災からの復興の基本方針において、「最終処分量を低減するため、国民の理解の下、政府一体となって除去土壌等の減容、再生利用等を進めることが重要」とされたところであります。

私も、再生利用の最終処分に対する全国的な

理解が必要不可欠であり、この安全であるということをお大前提とし、国の責任において理解醸成に努めるべきと思います。

ましてや福島県は東日本大震災で深い傷を受け、その後の原発事故もあって、いまだ故郷に戻れない方々もたくさんいらっしゃる中、福島県民の方々の悲痛な思いを考えると、この請願に反対とさせていただきます。

○鳥海隆太議長 24番相田克平議員。

〔24番相田克平議員登壇〕

○24番（相田克平議員） 請願第6号「除染土壌の再生利用方針の再考を求める」意見書提出方請願に反対の立場で討論させていただきます。

環境省は、被災地復興の障害となっている除染土壌の減容化を図るため、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法——以下、放射性物質汚染対処特措法と呼びますが——の基準を適用し、管理主体や責任体制が明確となっている公共事業における盛土材用などの構造基盤の部材に限定し、安全性の確保できる線量評価に基づき、覆土などの遮蔽措置を講じた上で、適切な管理の下で使用することを目指すという方針を示しました。

安全性の確保を前提とした再生資材としての活用は、減容化には有効であり、最終的な被災地復興を後押しするために、住民理解を得ながら、国民が一丸となって進めることが必要と考えます。

しかしながら、放射性物質汚染対処特措法による廃棄物として安全に処理できる基準である8,000ベクレル・パー・キログラムを除染土壌の再利用を基準として適用させることは、広く国民理解を得る上では不適切と言わざるを得ません。

8,000ベクレル・パー・キログラムという基準は、そもそも最終的に管理型処分場での埋立てを想定し、厚生労働省の省令による電離放射線障害防止規則により業務を行う作業員の年間被曝線量の上限と、1日当たり8時間という作業時間、さらに

年間就業日数から逆算し算出されたものであり、24時間365日そこで暮らすことが前提の基準ではありません。

また、委員会の質疑でも指摘されていましたが、施設の耐用年数と安全性を担保できる十分な減衰期間に乖離が見られることなど、その基準自体の安全性の疑念も強く、長く将来にわたってリスクを抱えることに対する住民不安は十分に理解できます。

その点において、請願に至る心情は察して余りあるものがあり、強く共感できる点ではあります。

除染残土の再生利用を進めるには、これらの声と真摯に向き合うことが必要であり、このまま方針を貫いて、受入れ住民の安全性への不安を払拭できずに進めることは、被災地と非被災地との間に新たな分断を生む火種となりかねません。

例えば、既に福島県内では、建築廃材のリユースが認められている3,000ベクレル・パー・キログラムなどの、より安全性への理解が得られやすい基準で、使用する施設の耐用年数と安全性の担保できる減衰期間との整合性を図るなど、受入れ住民の視点に立って再利用基準を再考することは必要かつ有効と考えます。

また、根拠法となっている放射性物質汚染対処特措法では、附則第6条で、放射性物質に関する法制度の在り方について、抜本的な見直しを含む検討を行い、国民的議論による法制の整備を図ることを求めています。

特措法施行から既に9年が過ぎましたが、いまだ議論もなく、法整備が実現していません。政府及び国会は直ちにこれへ移行すべきです。

少なくとも、国会での議論としての審議を介さずに、基準に対する現行法と環境省見解がダブルスタンダードとなってしまっている状態を放置したまま、一省庁の省令で除染土壌の再生利用を進めることは不適切と言わざるを得ず、議会制民主主義国家の議員としては到底看過できません。

よって、本請願に含まれる様々な点について極

めて妥当性は高いとは考えます。

しかしながら、本請願では、審査過程において、再生利用自体、基本的には反対である旨の願意が確認されました。突然奪われたふるさとを取り戻そうとしている被災者の思いを一日も早く実現させるために、除染土壌の再生利用は必要と私は考えます。

国民が心を一つに復興を成し遂げるために、除染残土の再生利用の必要性和安全性に関する社会的受容性を高めることが求められていると私は考えます。

一方で、環境省省令案で示されている方針は現実的ではありません。基準の妥当性を幾ら主張したとしても、安全性の担保と住民理解を前提とする限り、現在の方針では住民不安を払拭することができず、現実的な再生利用をどんどん遠ざけてしまうことになるという矛盾を内包しています。

政治は直ちにこの問題を解決する責任があります。国会における議論を尽くし、法制を整備し、復興を前進させるべきです。

私自身、本請願の判断へ向けては、会派内はもちろん、家族や友人と何日も何日も悩み、広く議論を重ねてまいりました。東日本大震災から今日は3570日目です。自分の中で薄れつつあった、被災地に寄り添う気持ちを取り戻し、除染残土の問題を自分事として考える機会を与えてくれた本請願には、そしてこの提出者に心から敬意を表しながらも、真の復興のために国民理解を得た再生利用が必要との立場から、請願第6号に反対いたします。

○鳥海隆太議長 次に、請願第7号について、15番齋藤千恵子議員。

〔15番齋藤千恵子議員登壇〕

○15番（齋藤千恵子議員） 請願第7号に反対の立場で意見を述べさせていただきます。

初めに、「公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し」とありますが、既に本市は地域において、より質の高いサービスの向上や、適切で

効率的な医療の提供を目指し、地域医療連携推進法人にかじを切っております。御存じのとおり、市立病院と三友堂病院は、医師不足と医師の高齢化に直面し、救急医療体制の維持が非常に厳しいため、役割分担を含めた医療連携を決め、地域医療を守るために両病院とも2023年度までには新病院開院を目指しています。これは議会も承認したものであります。病院再編が進んでいるのに、後戻りをするようなことはできません。

さらに、市立病院は今年7月22日付で山形県知事より地域医療支援病院として承認を受けました。この承認は、第一線で地域医療を担うかかりつけ医の皆様を支援し、今後も地域の医療機関との連携を強化するものであります。

また、このコロナ禍で大変疲弊していらっしゃる医師、看護師、医療技術者、看護職員の方々には心から感謝申し上げているところでありますが、増員に関しては総合的な責任ある判断が必要であります。

山形県では、急激な少子高齢化と想定をはるかに超えるほど人口減少が進んでおり、本市も同様であります。このように人口減少が急激に進む中、現況、将来を考察しても、この請願には反対とさせていただきます。

○鳥海隆太議長 1番小久保広信議員。

〔1番小久保広信議員登壇〕

○1番（小久保広信議員） 請願第7号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書提出方請願に賛成の立場で意見を申し上げます。

令和2年12月11日に開催された県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部本部員会議で、県内各地で新型コロナウイルスの感染が確認され、新規感染者が急増していることなどを踏まえ、山形県における新型コロナ対応の目安、注意・警戒レベルが、レベル4の特別警戒、「感染が拡大傾向にある状態」に引き上げられました。あわせて、全県的に令和2年12月20日までの間、短期集中で

感染防止対策を徹底していくこととされました。全国的にも連日、感染者数や重症者数、死亡者数の過去最高が出ています。東京をはじめ北海道や大阪などでは医療体制の状況が医療崩壊の一步手前という状況になっており、医療従事者の疲弊した状況も逼迫しています。

政府の新型コロナウイルス対策分科会の尾身茂会長は、11日、分科会の開催後に記者会見し、医療関係者の皆さんは疲弊して限界になっている。一生懸命身を粉にして働いていて、仕事で忙しく、自分が感染しているかもしれないという思いもあるので、なかなかほかの人や家族に会えない、もちろん帰省も控えている。そういう中で、多くの医療関係者はボーナスなども低くなっている、危険手当も十分ではないと、医療従事者らが置かれた現状を説明しています。

この間、明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足、それらを中心的に担っている公立や公的病院の重要性、医師、看護師、介護職員の人員不足、保健所の不足が露呈しています。

このことは、1990年代からの社会保障費の抑制政策や公衆衛生施策の縮減がその要因として挙げられます。

本請願の1つ目で述べていることは、この間の、SARS、新型インフルエンザ、MARS、そして今回の新型コロナウイルスと、21世紀に入り僅か20年の間に流行しています。

今後も、新たな感染症の発生も予想されています。今回のことを教訓とした対応が求められています。

2つ目の地域医療構想は、新型コロナウイルス感染症が発生する前にまとめられています。新たな感染症予防に対応できる地域医療構想が必要なのではないでしょうか。

3つ目の医師をはじめとする医療従事者、介護職は、新型コロナウイルスの発生以前から不足しています。仕事がきついことや休みが取れない、

賃金が安いなどで離職者が多くいます。仕事に見合った待遇改善が必要です。さらに、人員の増も図らなければなりません。

4つ目の保健所は、置賜地区でも1か所になっています。公衆衛生行政の充実とウイルス研究、検査、検疫体制の強化が必要です。

最後に、これまで以上の社会保障の国民負担増をやめ、適正で適切な財政運営を図ることで軽減できるものと考えます。

以上、請願第7号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書提出方請願に賛成し、議員各位の賛同をお願い申し上げます、意見といたします。

○鳥海隆太議長 以上で討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

民生常任委員長報告中、異議のありました請願第6号及び請願第7号の請願2件を除く議第94号から議第96号までの議案3件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 御異議なしと認めます。よって、議第94号から議第96号までの議案3件は委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました請願第6号及び請願第7号の請願2件について、順次起立により採決いたします。

初めに、請願第6号について採決いたします。

請願第6号に対する委員長報告は、可否同数により、委員長裁決において不採択であります。

お諮りいたします。

請願第6号を採択するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○鳥海隆太議長 起立少数であります。よって、請願第6号は不採択と決まりました。

次に、請願第7号について採決いたします。

請願第7号に対する委員長報告は賛成多数で採

択であります。

お諮りいたします。

請願第7号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○鳥海隆太議長 起立多数であります。よって、請願第7号は委員長報告のとおり決まりました。ここで暫時休憩いたします。

午前11時16分 休 憩

午前11時24分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第19 議第97号アクティー米沢の
指定管理者の指定について外
4件

○鳥海隆太議長 次に、日程第19、議第97号アクティー米沢の指定管理者の指定についてから日程第23、議第101号米沢市林業センターの設置及び管理に関する条例の廃止についてまでの議案5件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、産業建設常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

産業建設常任委員長21番小島一議員。

〔産業建設常任委員長21番小島一議員登壇〕

○21番（小島一議員） 御報告申し上げます。

去る11月30日の本会議において、当委員会に付託されました案件は、議案5件であります。

当委員会は、議会日程に従い、10日の午前10時から委員会室において、全委員出席の下、関係部

課長の出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第97号アクティー米沢の指定管理者の指定についてであります。本案は、アクティー米沢の管理を行わせる指定管理者について、令和3年度の1年間指定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、管理に関わる経費の評点がゼロ点であることの理由について質疑があり、当局から、経費の採点では、市が提示した額より業者の提案額が低い度合いによって最大で5点満点となるが、本案の場合は、市が提示した額と業者の提案額が同じだったことからゼロ点となったものであるとの答弁がありました。

また、本案に関連して、委員から、指定管理者制度における管理者の選定基準について、合格点が6割以上ということだが、合格する得点を満点としたほうが市民の感覚に合うのではないかと質疑があり、当局から、指定管理者制度における管理者の選定は、全庁的に統一したルールで行っている。今後、見直しが必要かどうかを含め検討してまいりたいとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第98号松が岬おまつり広場の指定管理者の指定についてであります。本案は、松が岬おまつり広場の管理を行わせる指定管理者について、令和3年度から5年間指定しようとするものであります。

本案については、質疑や意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第99号米沢市営と畜場及び米沢市営食肉市場の指定管理者の指定についてであります。本案は、米沢市営と畜場及び米沢市営食肉市場の管理を行わせる指定管理者について、令和3年度から5年間指定しようとするものであります。

本案については、質疑や意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第100号米沢市大森山森林公園の指定管理者の指定についてであります。本案は、米沢市大森山森林公園の管理を行わせる指定管理者について、令和3年度から5年間指定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、大森山森林公園への熊の出没や被害の状況及び指定管理者が対応する範囲をただされ、当局から、今年は猿が群れで目撃されており、熊の出没もあったが、いずれも被害等はない。指定管理者には、注意喚起までの業務をお願いしており、被害防止の対応には市と猟友会が当たることとしているとの答弁がありました。

また、委員から、指定管理者が熊を発見した場合どのように対応するかを定めたマニュアルはあるのかとの質疑があり、当局から、特に人身被害が懸念される熊等についての対応マニュアルを作成している。今回新たに指定管理者となる業者は初めての管理となるため、被害を未然に防ぐための対策を徹底したいとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第101号米沢市林業センターの設置及び管理に関する条例の廃止についてであります。本案は、米沢市林業センターを廃止しようとするものであります。

本案については、とりわけ質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案5件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告いたします。

○鳥海隆太議長 ただいまの産業建設常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第97号から議第101号までの議案5件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 御異議なしと認めます。よって、議第97号から議第101号までの議案5件は、委員長報告のとおり決まりました。

.....

日程第24 議第102号令和2年度米沢市一般会計補正予算（第11号）外5件

○鳥海隆太議長 次に、日程第24、議第102号令和2年度米沢市一般会計補正予算（第11号）から日程第29、議第107号令和2年度米沢市立病院事業会計補正予算（第3号）までの議案6件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告願います。

予算特別委員長6番佐藤弘司議員。

〔予算特別委員長6番佐藤弘司議員登壇〕

○6番（佐藤弘司議員） 御報告申し上げます。

去る11月30日の本会議で、当予算特別委員会に付託されました案件は、議案6件であります。

当委員会は、議会日程に従い、11日午前10時から委員会室において、全委員出席の下、当局から市長をはじめ教育長、病院事業管理者及び関係部課長等にも出席を求め、審査を行いました。

なお、議案の内容につきましては、市長の説明要旨や事項別明細書等で各議員御承知のことと存じますので、その説明を省略させていただき、以下、審査の経過の中でありました質疑、要望の主なものと、その結果を取りまとめて御報告申し上げます。

T oトラベル関連の地域共通クーポン券、G o T o E a t等、様々なプレミアムクーポン券が出ているが、キャッシュレス化に伴い現金が遅れて入金される状況である。商売をするには仕入れるための現金が必要であり、換金までの時間が長いかかると運転資金に苦勞することになる。そのような相談は寄せられているのか。また、市として実態をどのように捉えているのかとして質疑がありました。

さらに、新型コロナウイルスによる市内の飲食店への影響をどのように捉えているか。また、東京の飲食店で感染が拡大したことで、市内の店もキャンセルが続いている。市長の来店により励まされたという飲食店の話を聞いており、苦しんでいる飲食店に対し市長からメッセージをいただきたいとして質疑、要望がありました。

第8款土木費では、立地適正化計画で中心拠点地区を設けているが、市民が関心を持っている旧ポポロ跡地、旧大沼米沢店について、行政としてあの地域をどうするかビジョンを持って市民に考えを示し、議会で議論していくことが必要と思うがどうかとして質疑がありました。

第9款消費費では、コロナ禍で消防団の活動も自粛されたが、秋の予防運動、広報活動において、ポンプ庫、待機所等のコロナ対策は行われていたのか。また、マスクやアルコール消毒液等の備蓄はあったのかとして質疑がありました。

第10款教育費では、小中学校における特別教室のエアコン設置状況はどうか。また、未設置教室について今後どう対応していくのかとして質疑がありました。

さらに、学校給食費の集金や未収金について、教職員が対応している。教職員の勤務時間の短縮のためにも、教育委員会で一括して行う公会計にすべきと考えるが、そのための課題は何かとして質疑がありました。

歳入では、市債について4億8,560万円の補正ということで、一般会計における市債残高は昨年度

からどの程度増加しているのか。また、様々な建設事業が見込まれると思うが、今後の市債残高の見通しについてどう考えているのかとして質疑がありました。

また、県支出金に関連し、新型コロナウイルス感染症対策として、県と市町村で費用を負担し合う事業もあったが、場合によっては市町村側で対応できないこともあるようだ。コロナへの対応で、県と市との連絡・調整体制は構築されているのか。また、市の声が県の政策に生かされているのかとして質疑がありました。

以上が議第102号令和2年度米沢市一般会計補正予算（第11号）における会計間異動等に伴う職員給与費等の補正以外の補正に対する審査の経過の中でありました質疑、要望ですが、議第102号につきましては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第103号令和2年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）、議第104号令和2年度米沢市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第1号）、議第105号令和2年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）及び議第106号令和2年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計補正予算（第1号）につきましては、質疑もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第107号令和2年度米沢市立病院事業会計補正予算（第3号）では、新病院建設に伴い、現在、北病棟に玄関が移り、入り口から診察科までの距離があり、また廊下の途中には段差もあって大変だとの相談があるが、現状はどうなっているのかとして質疑がありました。また、駐車場について、今後、河川敷を使うことになっていたが、現時点でどうなっているのかとして質疑がありました。また、議第107号につきましては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、事前に質問通告のあった水道事業会計では、コロナ禍の中、6月から市民の生活を守ると

いう観点で水道の基本料金が免除された。しかし、この11月から基本料金の徴収を再開するということが、コロナ禍が続いている中で市民生活が改善されたとは言えない。国の雇用調整助成金のように来年2月まで延長した事業もあるが、本市として基本料金の延長を検討したのかとして質疑がありました。

以上、当予算特別委員会に付託されました議案の審査の経過の概要と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○鳥海隆太議長 ただいまの予算特別委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第102号から議第107号までの議案6件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 御異議なしと認めます。よって、議第102号から議第107号までの議案6件は、委員長報告のとおり決まりました。

.....

日程第30 発議第7号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について

○鳥海隆太議長 次に、日程第30、発議第7号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を求めます。

3 番我妻徳雄議員。

〔3 番我妻徳雄議員登壇〕

○3 番（我妻徳雄議員） ただいま上程になりました発議第7号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出についてであります。本案は、新型コロナウイルスの大規模感染により、医療、介護、福祉そして公衆衛生施策の拡充が喫緊の課題であることから、国民が安心して暮らせる社会実現のために必要な施策を講じるよう求め、政府に対し意見書を提出しようとするものであります。

以下、意見書案を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

〔別紙 発議第7号朗読〕

以上であります。議員各位の御賛同をお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○鳥海隆太議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 なければ、議員間討議を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第7号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 異議がありますので、改めて起立により採決いたします。

お諮りいたします。

発議第7号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

.....

.....

審議の過程で賜りました重要な御指摘、御意見につきましては、今後の市政執行に十分反映していきたいと考えております。

さて、今年は新型コロナウイルス感染症への対応に追われた1年でした。影響を受けた市民の方々や事業者に対する支援策を講じてきたところですが、引き続き感染拡大防止を図りつつ、市民生活と地域経済を支えるために必要な対策を迅速に実施してまいりますので、議員各位の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

また、議員各位には、この1年、市政の発展と市民サービスの向上に多大な御尽力を賜りましたことに対し、深く敬意を表し、心から御礼を申し上げます。

今年も余すところ僅かとなりましたが、議員各位におかれましては、御壮健にて、つつがなく新春をお迎えになられるよう御祈念申し上げ、御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

.....

閉 会

○鳥海隆太議長 これをもちまして令和2年12月定例会を閉会いたします。

午後 0時05分 閉 会